碧南市立新川中学校

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」 (いじめ防止対策推進法 総則)

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの 生徒も被害者にも加害者にもなりうる。学校では、これらの基本的な考えを基に、全教職員が日 頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく必要 がある。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策組織

いじめ防止等に組織的に対応するために、職員会等の会議の中で気になる生徒の情報を出し合い、全職員の共通理解を深め、学校全体で対応している。また、「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、年に2回開催する。「いじめ・不登校対策委員会」との連携を図り、教職員によるいじめ防止対策を推進する「生徒指導部会」を設置し、週に1回開催する。いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを把握し、共通理解をもって組織的に対応する。

- (1)「いじめ・不登校対策委員会」の役割及び構成員
  - ア
    「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認をする。
  - イ 学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策の検討をする。
  - ウ 教職員への共通理解と、生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発をする。
  - エ 構成員は、校長、教頭、教務主任、校務主任(不登校担当)、保健主事、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、正副幹事区長、青少年育成推進委員、民生委員、主任児童委員、人権擁護委員、PTA代表、心の教室相談員、スクールカウンセラーとする。
- (2)「生徒指導部会」の役割及び構成員
  - ア「いじめ・不登校対策委員会」へいじめ防止対策の現状について報告をする。
  - イ いじめアンケートや教育相談の実施を推進し、結果の集約・分析等を行い、実効あるいじめ 防止対策に努める。
  - ウ いじめ、もしくはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、 問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。必要に応じて、外部の専門家、関係機関と 連携して対応する。
  - エ いじめ問題が解消したあとも、生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。
  - オ 構成員は、生徒指導担当をはじめ校内の関係職員で構成する。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

- (1) いじめの未然防止の取り組み
  - ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくり・学校づく りを進める。
  - イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
  - ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
  - エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- (2) いじめの早期発見の取り組み
  - ア いじめアンケートや教育相談を定期的に実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
  - イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
  - ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- (3) いじめに対する措置
  - ア いじめの発見・通報を受けたら「生徒指導部会」を中心に組織的に対応する。
  - イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
  - ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
  - エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
  - オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団 づくりを行う。
  - カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行 う。

#### 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに碧南市教育委員会に報告をし、協議を行い、対応をする。
- (2) 当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者、並びに関係した児童生徒及びその保護者に対して重大事態調査に関する説明を実施する。
- (3) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (4) 調査結果については、被害生徒及び保護者、並びに関係した児童生徒及びその保護者に対し て適切に情報を提供する。

#### 5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取り組み評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

## 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に 努める。
- (2)長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止についても取り組む。

# 取り組みの年間計画

	以り社のO7年间に回								
	「いじめ・不登校対策委員 会」	心を育む取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との					
	「生徒指導部会」等			連携					
4 月	<ul><li>○「学校いじめ防止基本 方針」の内容の確認</li></ul>	<ul><li>○相談室やSCの生徒 保護者への周知</li><li>○学級開き、学年開き</li><li>○情報モラル指導</li><li>○フレンドタイム</li></ul>	<ul><li>○いじめ相談窓口の 生徒、保護者への 周知</li><li>○身体測定</li></ul>	○基本方針の周知					
5 月		<ul><li>○保健指導</li><li>○いじめ予防出張授業</li><li>(2年)</li></ul>							
6 月	○全教職員による「取り 組み評価アンケート」 の実施→検証	<ul><li>○福祉実践教室(1年)</li><li>○いいとこみつけ de ハート貯金①</li></ul>	○「いじめアンケート」 ○教育相談週間	○授業参観 ○部活動公開					
7 月	<ul><li>○「いじめアンケート」</li><li>の集計→検証</li><li>○「いじめ・不登校対策</li><li>委員会」</li></ul>	<ul><li>○部活動結束式</li><li>○スマホ教室</li><li>○グループワークト</li><li>レーニング</li></ul>	○三者懇談	<ul><li>○保護者への学校 評価アンケート</li><li>○三者懇談</li></ul>					
9 月		○合唱コンクール	○視力・身体測定						
10 月		○体育祭	○教育相談週間						
11	○全教職員による「取り 組み評価アンケート」の 実施→検証	○いいとこみつけ de ハート貯金②	○「いじめアンケート」 ○教育相談週間						
12	<ul><li>○「いじめアンケート」</li><li>の集計→検証</li><li>○「いじめ・不登校対策</li><li>委員会」</li></ul>	<ul><li>○職場体験学習(2年)</li><li>○赤い羽根募金活動</li><li>○薬物乱用防止教室</li><li>(2・3年生)</li><li>○グループワークトレーニング</li></ul>	○三者懇談	○三者懇談					
1 月		○保健指導	○身体測定	○保護者への学校 評価アンケート					
2 月		<ul><li>○卒業生を送る会</li><li>○いいとこみつけ de</li><li>ハート貯金③</li><li>○性教育(3年生)</li></ul>	○教育相談週間						
3 月	○「基本方針」の見直し	<ul><li>○而立の作文納塔式 (3年)</li><li>○ロングウォーク (1年)</li></ul>							
通年	<ul><li>○校内のいじめに関する 情報収集、対応策の検 討</li><li>○生徒指導部会</li></ul>	<ul><li>○全校集会等における 校長講話</li><li>○道徳教育、体験活動 の充実</li><li>○わかる授業の充実</li></ul>	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活の様子の観察 ○自主学習ノートの 3行日記	○学年・学級通信 の発行 ○PTA との情報交換 ○PTA あいさつ運動 ○警察や市役所等 外部機関との情報交換 ○区長会・青少年 推進委員会との 情報交換					